

区民環境委員会資料
令和 6 年 9 月 25 日
産業経済部赤塚支所

区民農園利用料の改定について

1 改定内容

利用料を下記のとおり改定する。

(単位：円)

利用承認期間	利用料（新）	利用料（旧）
9か月を超えるか月未満	6, 200	5, 500
6か月を超えるか月以下	4, 500	4, 000
6か月以下	3, 400	3, 000

2 施行月日

令和 7 年 3 月 1 日

3 改定の理由

使用料・手数料については、受益者負担における住民相互の負担の公平性や適正化を図るために、原則 4 年ごとに見直しを行っている。

今回、区の使用料・手数料が改定されるにあたり、受益者負担の適正化を図るため、下記の算出方法により、区民農園利用料を改定する。

(1) 過去 3 か年（令和 3 年度～令和 5 年度）の区民農園「直接的」運営経費の決算額を有料区画数で割り、1 区画当たりのコストを算定した。

平均コスト（原価）・・・ 6, 880 円

(2) 使用料・手数料検討会で示された算出方法に基づき、区民農園は市場的かつ選択的施設であり、平均コスト（原価）に占める現行額の割合が 80 %あることから、改定率を 113 %とし、改定後の受益者負担率を 90 %とした。

4 参考

- (1) 令和 6 年度利用区画数・・・ 1, 707 区画
- (2) 令和 6 年度応募世帯数・・・ 2, 492 世帯